

● 1 配管

配管等は、規則第 21 条第 4 項第 7 号の規定によるほか次によること。

- (1) 起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、当該配管に誤作動防止のための逃がし弁を設けること。
- (2) 主管からの分岐部分から各ヘッドに至るまでの配管は、放射圧力が均一となるように全てテーナメントとし、かつ、末端のヘッド数は 2 個以下とすること。ただし、有効な 3 方分岐管を使用するものは、3 個とすることができる。☆
- (3) 配管を分岐する場合は、消火剤容器側にある屈曲部分から管径の 20 倍以上の距離をとること。ただし、消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式とした場合は、この限りでない。★

● 2 消火剤容器等

粉末消火設備の消火剤容器、選択弁、容器弁等、噴射ヘッド、防護区画、制御盤、起動装置及び音響警報装置は、◇ガス系消火設備の例によること。★

● 3 圧力調整器

圧力調整器は、規則第 21 条第 4 項第 8 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 指示圧力が 1 次側にあつては、24.5MPa 以上、2 次側にあつては、調整圧力に応じた圧力計を設けること。★
- (2) 容器開放の際、2 次圧力を概ね 1.5MPa ないし 2.0MPa に減圧し、消火剤容器等に導入すること。☆
- (3) 有効放出時間において、放射圧力の 15% 減まで維持できる流量性能を有すること。

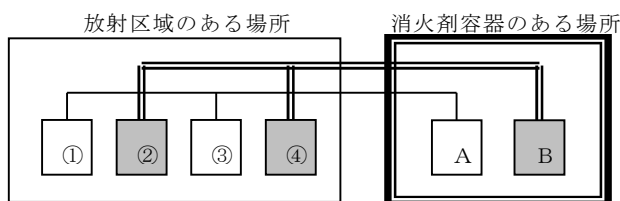
● 4 定圧作動装置

日本消防設備安全センターの認定品であること。

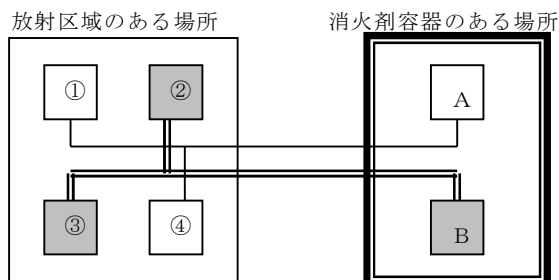
● 5 局所放出方式

- (1) 放射区域（一の選択弁により消火剤が放出される区域をいう。以下同じ。）が相互に接して 4 以上ある場合は、消火剤容器を 2 以上とすることができる。ただし、同一の消火剤容器が受け持つ放射区域の辺が次図のように相互に接しないようにすること。

ア 直列に放射区域がある場合 ☆



イ 並列に放射区域がある場合 ☆

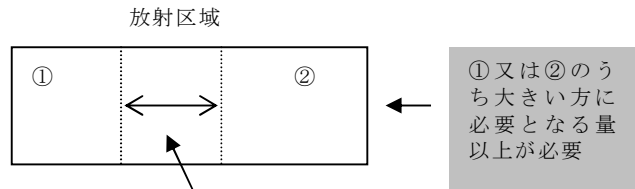
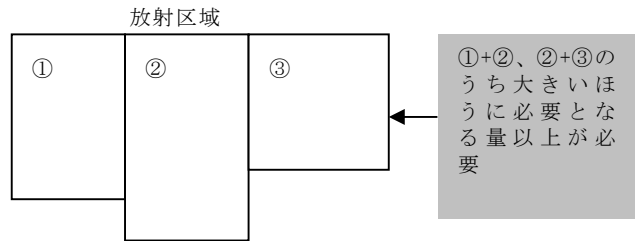


ウ 隣接する 3 放射区域ごとに不燃区画されている場合は、消火剤容器を 1 個とすることができる。☆

- (2) 消火剤の貯蔵量

ア 上記(1)、ウにより消火剤容器を 1 個とするときは、隣接する 2 放射区画の合計が最大と

なる量以上とすること。ただし、放射区域が隣接する 2 のみで、放射区域が相互に 3m 以上重なる場合は、最大となる放射区域の量以上とすることができる。



重複する放射区域が 3m 以上

- イ 駐車の用に供する部分にあつては、規則第 21 条第 3 項第 2 号の規定の「防護対象物の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」を「放射区域の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」と読み替えること。

● 6 移動式

開放式の機械式駐車装置（昇降機等の昇降装置により車両を収容させるもので、工作物に限る。）には、移動式粉末消火設備を次により設置することで、消防法施行規則第 19 条第 6 項第 5 号及び「1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫並びに機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いについて（平成 9 年 1 月 16 日新消指第 1 390 号消防局予防課長）」2.（4）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱うことができるものとする。

- (1) 原則として、すべての車両の直近に容易に到達でき、消防法施行令第 18 条第 2 号及び第 3 号に規定する距離により有効に放射できるよう、消火足場を設けること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないよう次により設置すること。

ア 火災のとき消火活動が容易に行えるよう、地上 3 段以上の各段には登はんはしご及び消火足場を消火活動上有効な位置に設置すること。

イ 消火足場及び当該消火足場に至る階段又ははしごは、消火活動上及び避難上支障のない強度を有し、その幅員は 60cm とし、転落防止のための手すり、柵等を設けること。

ウ 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。

エ 移動式粉末消火設備は地上 2 段以内ごとに、消火足場等の有効に放射できる位置に設置すること。

- (2) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のもの（地下 2 段迄のものに限る。）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること。

ア 地下 1 段部分

◇ 粉末消火設備

- (ア) 地上から有効に放射・消火できるノズル消火口を地盤面に設けること。
- (イ) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル消火口を2個以上対角線になるように設置すること。(第1図)
- (ウ) ノズル消火口の付近には、ノズル消火口である旨の表示をすること。(第2図)

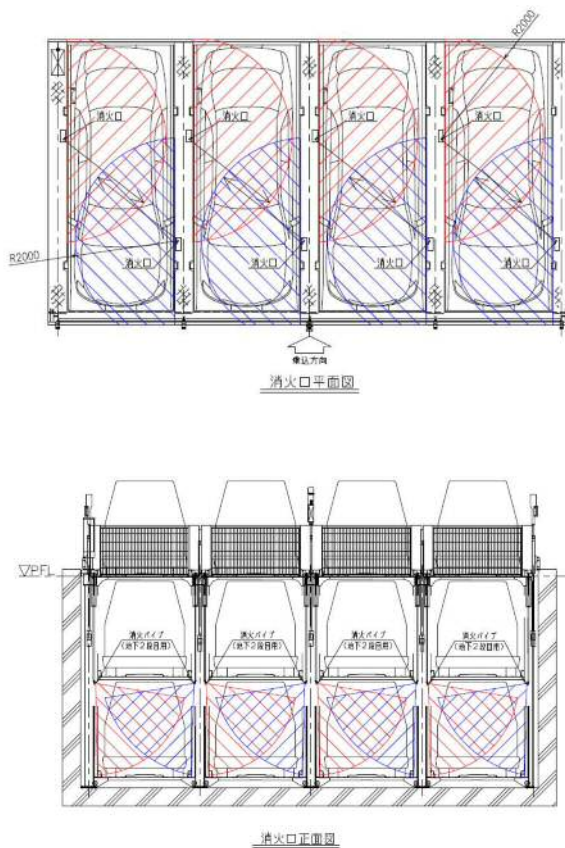
イ 地下2段部分

- (ア) 地上から有効に放射・消火できるノズル差込口を地盤面に設け、消火薬剤が地下2段部分の駐車スペース各部分まで有効に到達できるように消火パイプ等を設置すること。
- (イ) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上対角線になるように設置すること。
- (ウ) 放出口は噴射ヘッド方式とし、日本消防設備安全センターの認定品であること。また、車両のすべての表面を当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるよう、車両1台あたりのパレットに2個以上対角線になるよう設けること。
- (エ) 消火パイプは、消防法施行規則第21条第4項第7号に規定するものであること。
- (オ) ノズル差込口及び放出口は、消火剤の漏れがない構造とすること。
- (カ) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

◇●6 (1)平成30年1月1日一部改訂

◇●6 (2)平成30年1月1日追加

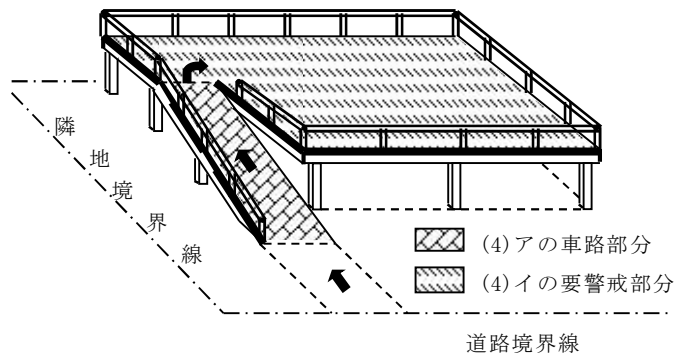
第1図



第2図



- (3) 防火対象物の屋内に設けるものは、開放性が確保(床面から上部に限る。)され、車両を移動する昇降機等にかかる配線を耐火配線とした場合、床面から上部2段、ビット部分からなる下部は1段までのものが移動式とできるものであること。
- (4) 自走式駐車場に設けるものは、次によること。
 - ア 屋上駐車場等に至る床面積に算入されない外部の開放された車路部分には、消火設備の設置を要しないものであるが、設置の指導をすること。
 - イ 駐車場部分は、車路を含めて消火器具及び移動式の消火設備で警戒すること。★



◇図平成24年1月1日改訂

- (5) 移動式粉末消火設備は、使用に際して支障のない車路又は通路等に面した部分に設置すること。

◇(3)平成24年1月1日追加

- (6) 加圧容器弁及び開放弁の操作部は、床面から1.5m以下となるように設置すること。

◇(4)平成26年1月1日追加

- (7) 表示灯の電源は、令第11条第3項の規定による非常電源又は他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない専用配線からとること。

- (8) 表示灯の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。

- (9) 表示灯の電源に非常電源を設けるものにあつては、その容量は表示灯を20分以上点灯することができるものとする。

◇(7)平成26年1月1日追加

- (10) 移動式粉末消火設備は、指定認定機関による認定品とすること。

- (11) 令第18条第3号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離(概ね7m)を加えて消火できる長さをいう。(◇屋内消火栓●1(3)参照)

◇(9)平成25年10月1日追加

◇(9)平成28年4月1日一部改訂

